

就労継続支援B型利用に係るアセスメント について(就労支援部会)

就労継続支援 B 型新規利用者の支給決定に係るアセスメントについて

1 これまでの経緯

厚生労働省通知「平成 25 年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援 B 型事業の利用に係る経過措置等について」（別添・資料 1）をふまえ、いわき市として、平成 27 年度からの実施に向け、平成 26 年度は、プレ（予行演習）として実施し、課題を抽出するとともに実施方法等について検討することとなった。

(1) アセスメント実施に向けた検討

日時	議題	決定事項
第 1 回 平成 26 年 3 月 14 日（金） 16：00～ 介護認定審査会室	国通知（別添・資料 1）の確認と今後の取り組みについて	○就労継続支援 B 型利用のためのアセスメントについて ⇒ ※国通知（別添・資料 1）の確認と今後の取り組みについて
第 2 回 平成 26 年 5 月 26 日（月） 16：00～ 市総合保健福祉センター	アセスメントシートについて	○浜田圏域作成アセスメントシートについて ⇒ 特別支援学校の前期実習において就労移行支援事業所を希望する生徒について、浜田圏域作成シートを用いて試験的にアセスメントを実施する。
第 3 回 平成 26 年 7 月 4 日（金） 14：00～ 市総合保健福祉センター	アセスメントシートについて	○浜田圏域作成シートを用いて実施したアセスメントの結果報告と、使用したシートの中身を検証、次回会議までにシート項目の改良点について再検討する。
第 4 回 平成 26 年 8 月 26 日（火） 14：00～ 文化センター大講義室	就労継続支援 B 型利用のためのアセスメントシートの作成と今後について	○就労継続支援 B 型利用のためのアセスメントシートの作成と今後について ⇒ 第 3 回で検証及び検討した内容を集約し、「たたき台」（別添・資料 2）を作成。

		○今後のアセスメントの実施 予定について確認
--	--	---------------------------

■第4回での確認事項（今後の実施予定）

- 10月までに使用するシートの完成
- 11月中に計画相談、地区センターへ運用に向けた説明会等の開催
- 12月及び1月 後期実習希望者へのアセスメントの実施及びフィードバック会議（暫定支給決定）
- 1月から3月 実習結果に基づき、次年度に向けたシート及び運用の最終確認

(2) アセスメントの実施

項目	内容
アセスメント全体説明会	○後期実習希望対象者に向けた説明会を開催。 「就労継続支援 B 型新規利用者の支給決定について」（別添・資料3）を用いて今後の流れの確認及び担当者会議を実施する。 ○実習予定者 1回目：平成26年12月1日から12日 対象者 3名 2回目：平成27年1月19日から30日 対象者 3名 ○計画相談事業所決定
アセスメントの実施	実習及びフィードバック会議の開催

3 今後の予定

(1) 第5回会議（2月開催予定）

今年度のアセスメント実施を通しての課題と次年度に向けての整理を行う。

(2) 第4回就労支援部会（平成27年2月27日（金）実施予定）

「就労継続支援 B 型新規利用者の支給決定に係るアセスメントについて」に係る今年度の活動報告を行う。

就労継続支援 B 型新規利用者（直 B）の支給決定について

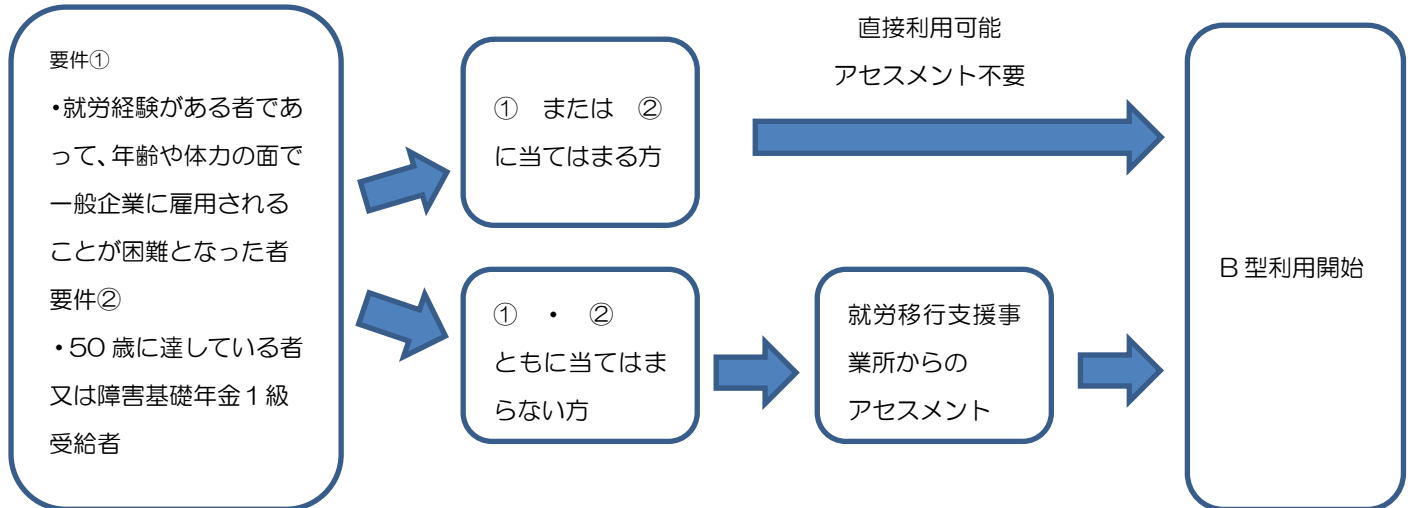
1 就労継続支援 B 型利用対象者

○平成 27 年度以降の特別支援学校卒業見込者及びその他新規の B 型利用希望者

障がいのある方が、就労継続支援 B 型事業所の新規利用を希望する場合、下記の①・②のとおり
の要件を満たすことが必要となる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② ①に該当しない者であって、50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者

※①・②に該当しない場合は就労移行支援事業所からのアセスメントが必要となり、その結果 B 型利用
が適当と判断された場合は利用できる。



2 アセスメントの基本構成（アセスメントの際に行うこと）

（1）就労系障がい福祉サービスの利用説明

利用者が進路を選択する上で有効な情報となる様に、就労移行・A 型・B 型のそれぞれの事業目的や意
義等を利用者に伝える。

（2）企業就労についての説明

利用者の直近の希望が一般就労でない場合でも、将来的に就労意欲が向上する場合を考えて一般就労に
ついての説明を行い、理解の促進を行う。

（3）多様な側面の観察

利用者の就労の可能性を多角的に検討する必要があることから、作業能力（スピード等）、作業態度（報
告や返事、意欲等）、社会生活（協調性や普段の生活を知る）、基本ルール（欠勤の時の連絡や清潔感等）
など、生活面や態度面などの多様な側面の観察を行う。

（4）就労支援の豊富な支援者との相談の実施

アセスメントの結果は評価者だけで決めることなく、利用者の希望、保護者や支援者（特別支援学校担
任等）の意向、方針や計画も踏まえながら、同じ事業所内にいる就労支援の経験が豊富な支援者とも相談
して検討した後に取りまとめる。

（5）適切な障害福祉サービス利用に向けた所見作成と再アセスメントの必要性の判断

アセスメントの結果を取りまとめるとともに、一般就労の可能性や一般就労に向けた支援を受ける必要
がないと利用者が考えている場合は、①一般就労を希望しない理由②将来的な一般就労への可能性③3年
後の支給決定更新時において再アセスメントを受ける希望の有無を確認する。

(6) 利用者・家族・支援者へのフィードバック

最終日にアセスメント結果の取りまとめを行った後、利用者や保護者、支援者に対して可能な範囲でフィードバックして、利用者の今後の就労面での目標や課題設定の参考となるようにする。

3 アセスメント実施期間について（就労移行支援事業所の利用期間）

国の通知によると、アセスメントを実施するうえで、利用者の状況、アセスメントの実施場所等、様々なケースが想定されるため、2の「アセスメントの基本構成」に記載している6点を踏まえた内容であれば、評価者の判断により期間を3日間～2か月の範囲内で適切に設定してよいものとされていることから、次のような取り扱うこととする。

(1) 特別支援学校卒業見込の在学生の場合

※特別支援学校在学生については、3学年時の前期または後期の実習期間内におこなうこととなり、実施時期が限定されるため、アセスメント実施期間は短期間（3日～10日間）とする。

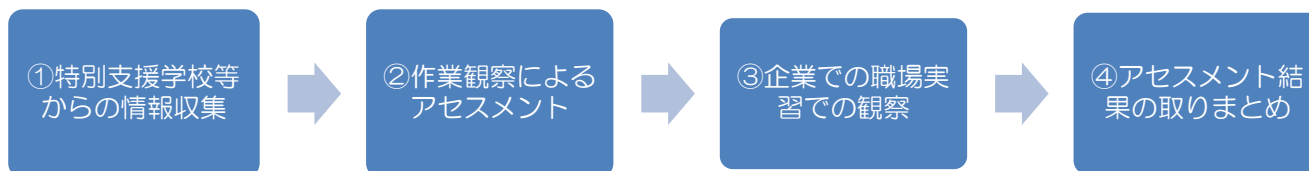
対象者	実施時期	実施期間	留意事項
特別支援学校卒業見込の在 学生	※在学中 (職場実習時)	短期間 (10日程度)	・アセスメント時に18歳未満の学生は(者)みなしが必要⇒児童相談所へ相談
			・アセスメント時は放課後デイ・生活介護、短期入所等(児)のサービスが使えない⇒支援者に周知

(2) その他⇒特別支援学校卒業見込の在学生以外の場合

(1)のように、実施時期に制限はないが、実施期間については、利用者の意向、状況等を踏まえ適切に設定し、アセスメントをおこなうものとする（基本的には1か月程度）。

対象者	実施時期	実施期間	期間設定についての考え方(国の通知による)
その他 (特別支援学校卒業見込の在 学生以外の利用 希望者)	通年	3日～2か月 (基本1か月)	3日から1か月間 進路希望と就労能力のマッチングの確認作業を行う場合
			3日から10日間 企業実習を経験し、進路希望について実習先事業者・利用者が同様の考え方であり、進路が妥当で早く利用開始が必要な場合
			2か月 進路希望と自己理解に大きな課題(過少・過大評価等)があり、自己理解に向けた継続的な作業が必要な場合
			※ 利用者の作業への集中力の持続・体力・意欲・態度や精神面など様々な面からの観察の必要があるが、設定期間は利用者個々のケースに応じて設ける必要がある。

4 アセスメント実施手続きの流れ（特別支援学校卒業見込の在学生の場合）



① 特別支援学校や利用者・保護者からの情報収集

情報収集シートを活用し、サービスの利用希望、保護者の希望、家庭での生活、障がいの状況、現場実習の状況、学校等での活動状況について情報を収集する。

② 作業観察によるアセスメント

評価者は、利用者の行動観察を行い、その観察結果を記録・整理するものとし、評価に際しては、アセスメントシートを用いて行う。また、アセスメント期間中は、評価者が毎日観察を行う。

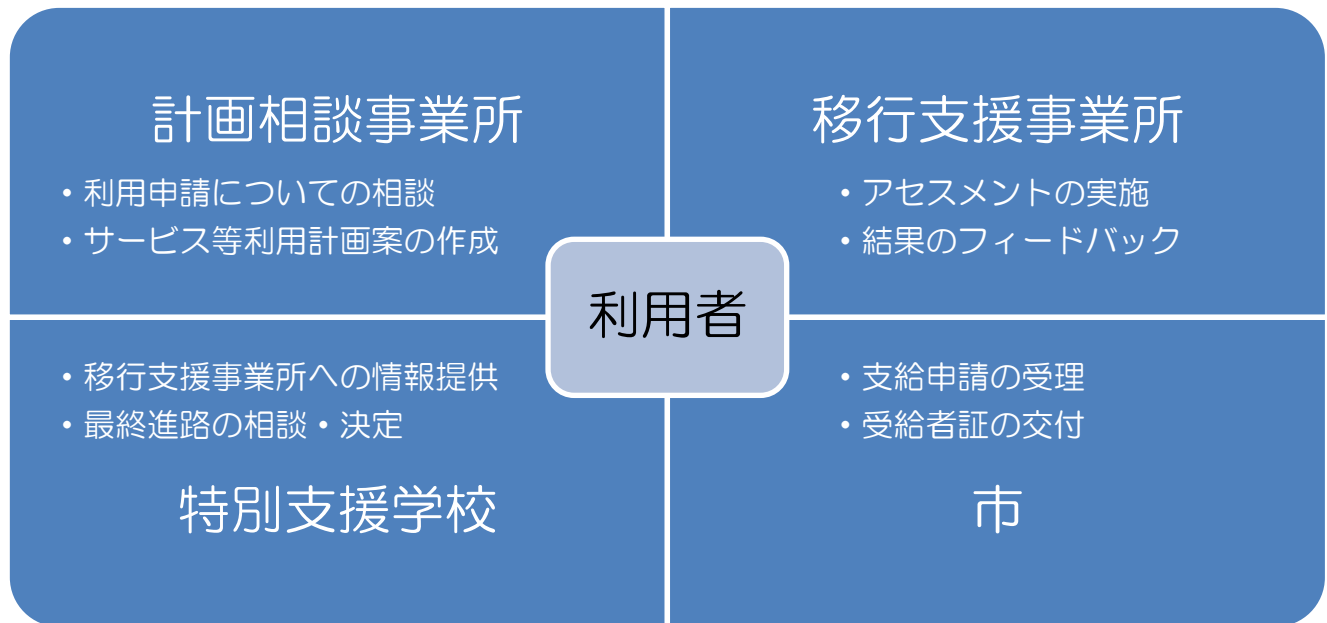
③ 企業での職場実習での観察

評価者は、協力企業の従業員から作業能力、労働習慣、社会性等について聴取する。また、毎日企業と連絡をとり利用者の行動を把握するとともに可能な限り企業に出向いて観察を行う。

④ アセスメント結果の取りまとめ

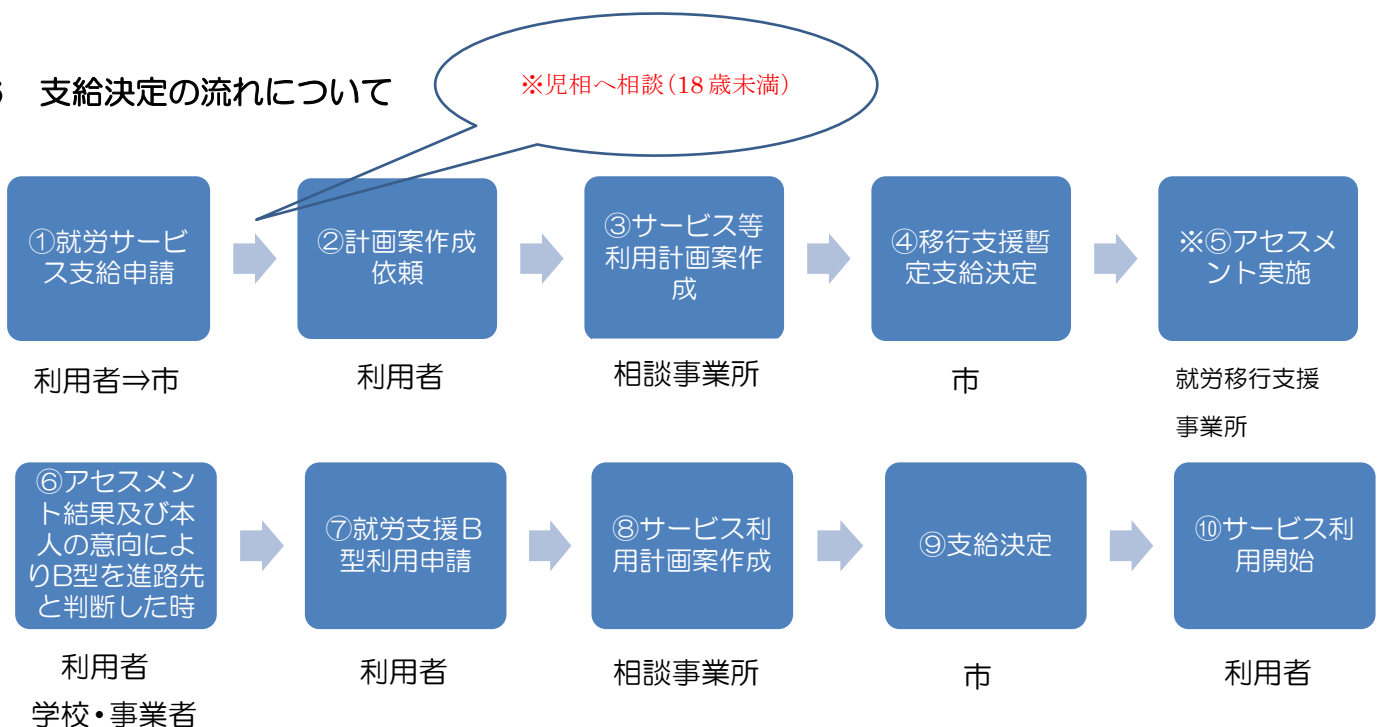
評価者は、アセスメントの結果シートを作成するとともに、可能な限り支援機関等とのアセスメント結果検討会議を経て取りまとめるよう努める。また、あわせて評価者は利用者に結果内容を説明する。

5 利用希望者と各関係機関の連携体制

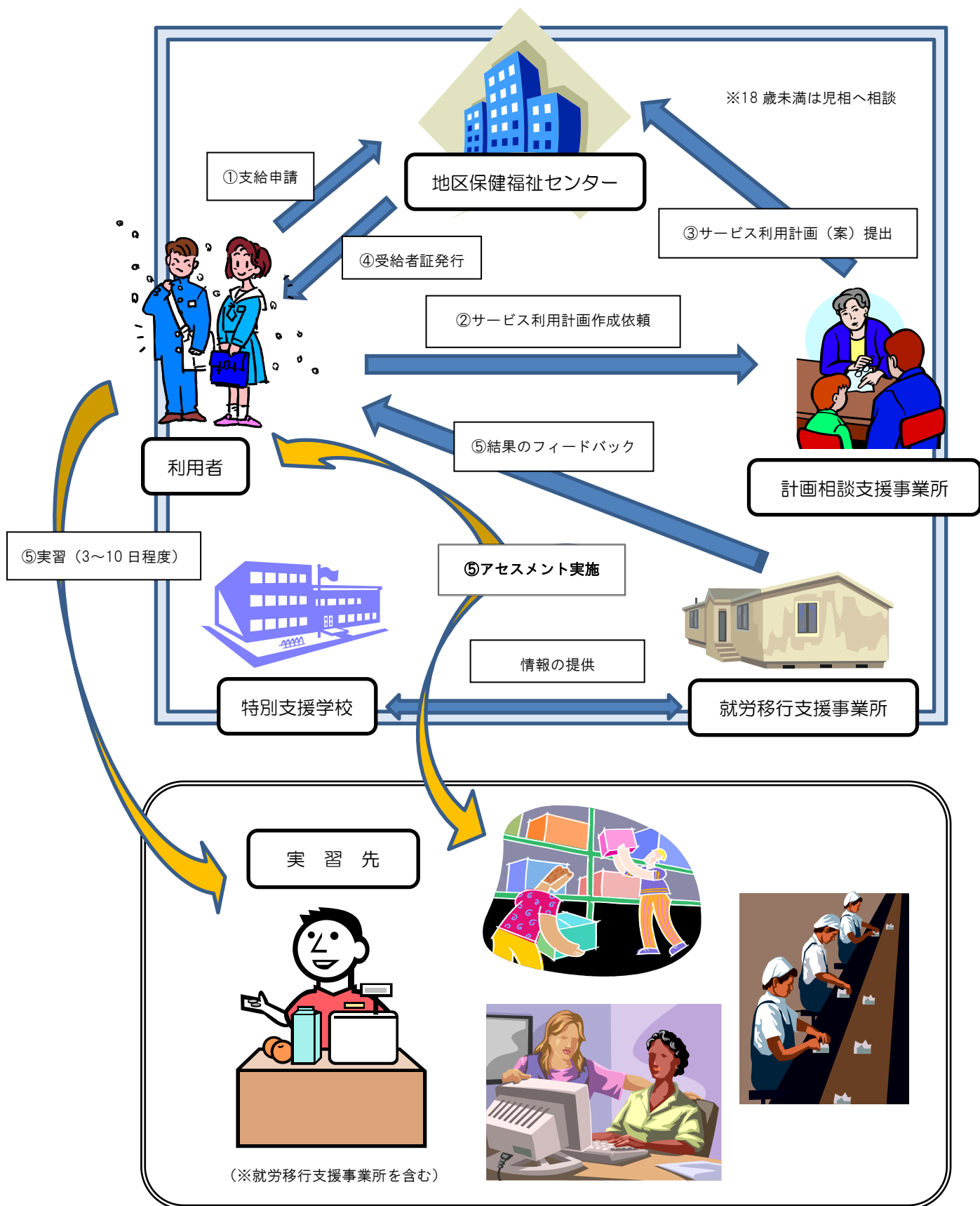


- ・特別支援学校は、移行支援事業所に利用希望者（生徒）の状況を記入した情報シートを提供する。
- ・その他（生徒以外）の利用希望者については、相談支援事業所と移行支援事業所が連携して調査を行う。
※アセスメント実施の際は、本人、保護者及び支援者に同意を得る必要がある。

6 支給決定の流れについて



支給決定の流れ イメージ(特別支援学校在学生の場合)



⑥アセスメント結果、本人の卒業後の進路希望を踏まえ進路先(一般就労・新規就労B事業所等)を決定する(本人・保護者・特別支援学校)

都道府県 }
各 指定都市 } 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市 }

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの
取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成25年3月29日障発0329第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等にて、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について一部お示ししたところであるが、その具体的な取扱い及び就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い等については下記のとおりとすることとしたので、御了知の上、貴管内市町村、事業所等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いしたい。

記

第1 就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備について

1 基本的考え方

特別支援学校卒業生等の就労系障害福祉サービスの利用に当たっては、まずは就労移行支援事業を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいた上で、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則としているところである。また、特別支援学校の在学中に当該暫定支給決定を行い、卒業と

同時に就労継続支援B型事業が利用できるよう推奨してきているが、当該アセスメントの体制が未だ十分でない状況である。

今後は、必要に応じて、就労移行支援事業所に加えて、障害者就業・生活支援センターも活用したアセスメントの体制整備を図るものとし、遅くとも相談支援体制が拡充される平成26年度末（平成27年3月末）までには、体制が整うようお願いしたい。

2 具体的な取組

就労移行支援事業所がない等により適切にアセスメントが行えない地域において、既存の枠組を活用することでアセスメントが実施可能となる場合もあることから、具体的な取組方法を下記の第2としてお示しするので、適切なアセスメントを行えない現状にある地域においては、これらの取組につき検討を行い、実施が可能な地域ではできるだけ早期に対応をいただくようお願いしたい。

また、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、一定の要件を加えた上で平成26年度末（平成27年3月末）まで経過措置を延長することとしたところであるが、その具体的な取扱いを下記の第3としてお示しするので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

3 アセスメント体制整備に関する市町村との調整について

アセスメント準備期間中において、市町村はアセスメント体制を整備するに際して、就労移行支援事業所や、障害者就業・生活支援センターのアセスメントの見通しについて、調整を行うこととされたい。

第2 障害者就業・生活支援センターを活用したアセスメントについて

1 就労系事業の利用に係るアセスメントにおける平成25年度以降に対応可能な事項

アセスメントについて、一般就労における支援ノウハウを有し、かつ障害保健福祉圏域にほぼ設置されている障害者就業・生活支援センターを活用することは障害者の将来的な一般就労の可能性を見いだす上で有効であり、地域に就労移行支援事業所がない等の理由でアセスメントを適切に行うことが困難な地域においては、以下のいずれかの対応について検討されたい。なお、(1)の対応が可能な地域にあっては、できる限り(1)の対応を図られたい。

(1) 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所としてアセスメントを行う体制

① 具体的方法

障害者就業・生活支援センターを運営する法人の同一法人内に就労移行支援事業所を有する場合に、障害者就業・生活支援センターが就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける。これにより、当該障害者就業・生活支援センターが担当する障害保健福祉圏域内のアセスメントを行うことが可能となる。

② 留意事項

障害者就業・生活支援センターは当該障害保健福祉圏域内の市町村と調整の上、市町村より依頼されるアセスメント数の見直しに応じて就労移行支援事業の従たる事業所としてのアセスメント担当職員を配置すること。なお、当該職員等に係る経費は障害者就業・生活支援センターの業務ではなく、就労移行支援事業の従たる事業所としての業務であるため、障害者就業・生活支援センター事業費と明確に経理等を区分するよう留意されたい。

③ 就労移行支援体制加算の算定について

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 25 年 3 月 29 日付障発 0329 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。

(2) 障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が連携してアセスメントを行う体制

① 具体的方法

上記（1）の対応が困難な場合であって、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、可能な範囲で障害者就業・生活支援センターの助言を得ることができる連携体制を整えるとともに、当該障害者就業・生活支援センターが担当する障害保健福祉圏域内のアセスメントについては、就労移行支援事業所の通常の事業の実施地域を超える場合でも、積極的に受入を行う。

② 留意事項

ア 基本的には、上記（1）の対応が困難である場合の措置である。このため、この体制によりアセスメントを実施する就労移行支援事業所は、同一法人内にある障害者就業・生活支援センターを想定しており、同センターの業務の支障にならない範囲でアセスメントに係る助言を得ることとさ

りたい。また、(1)の対応が可能となった場合には、速やかに移行することが望ましい。

イ この体制によりアセスメントを実施する就労移行支援事業所は、障害保健福祉圏域内の市町村と、十分連携を図られたい。

第3 就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについて

1 経過措置の取扱い

(1) 具体的事項

就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成25年3月29日付障発0329第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、平成26年度末(平成27年3月末)まで延長することとしたところである。

その際、就労継続支援B型事業の利用の適否の判断に当たっては、これまでの取扱いと異なり、協議会等からの意見を徴すること等により判断する取扱いとしたところであり、留意が必要である。

(2) 留意事項

① 平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係る経過措置における「協議会等からの意見を徴すること等」とは、協議会(就労部会)、市区町村審査会、その他就労に関する知見を有する機関が参画する会議等において、市町村が就労系障害福祉サービスの利用に係る個別の事案ごとの意見を徴することをいう。なお、当該会議については、各市町村の実情により、既存の会議を活用いただいて差し支えない。

② 当該会議においては、例えば以下のような資料を用いて個別の事案について検討するものとする。

- ・ 就労支援機関や相談機関などが行った既存のアセスメント結果
- ・ 特別支援学校による進路指導や職場実習結果等の情報

2 上記1による場合の更新時の対応

「介護給付費等の支給決定等について」等の一部改正について(平成25年3月29日付障発第0329第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、上記1の経過措置の取扱いにより、就労継続支援B型事業の利用を開始した者については、当該支給決定の更新時に、相談支援事業所と連携し、就労移行支援事業所(障害者就業・生活支援センターが就労移行支援事業所の従たる事業所

の指定を受け、アセスメントを行う場合を含む。)においてアセスメントを実施することとする。

なお、平成27年度以降の相談支援事業者との連携については、今後検討することとしている。

第4 その他留意事項

1 障害者就業・生活支援センターモデル事業による成果物について

就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントについては、障害者就業・生活支援センターモデル事業の実施により、アセスメント票やマニュアルの作成等に取り組んでいるところであり、完成次第、随時お示しすることとしているので、就労移行支援事業所等において御活用いただけるよう、管内市町村及び事業所等へ周知を図っていただきたい。

2 ネットワーク構築のための補助事業の活用について

平成24年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策のうち「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」及び「就労支援ネットワーク強化・充実事業」についてはアセスメントのための連携、ネットワーク体制の構築に当たって活用いただいていたところであるが、平成25年度予算案においては、地域生活支援事業のうち、【就業・就労支援】「その他就業・就労支援」において実施可能であるので、ネットワーク構築が不十分な地域における各都道府県及び市町村におかれては、就労に関する知見を有する関係機関や特別支援学校等との連携づくりのため、積極的な活用を御検討いただきたい。

そうごう ひょうか ひょう
【総合評価表】

作成日：年 月 日
評価実施事業所：
対象者：

ほんにん はたら きも
本人の働きたい気持ち

よわ 弱い → つよ 強い

ひょうか
【評価のみかた】

できない → できる

I. 生活面での評価

- 電車やバスを利用することができる
- 通院、服薬等を行うことができる
- 体調の不良を訴えることができる
- 自分で買い物ができる
- ひげそりや爪きりができる
- 清潔な服装ができる
- 起床、就寝時間が決まっている
- 丁寧な言葉が使える

0

1

II. 就労面における評価

- 1日に6時間以上働ける体力がある
- 積極的に作業に取り組むことができる
- 周りの人に危険がないよう、配慮して作業できる
- 危険を認知し、回避することができる
- 始業・終業時間を守って作業できる
- 欠勤・遅刻なく出勤できる
- 1日のスケジュールが理解できる
- 指示されたことを理解できる
- 無視・反発・拒否せず、指示や注意を受けることができる
- 他の人と協力して作業できる
- 集中して作業に取り組める
- 慣れると作業スピードが上がる
- 正確な作業ができる
- 細かい作業ができる

0

1

III. コミュニケーション面における評価

- 自分から好き嫌い、同意不同意を他者に伝えることができる
- 欠勤・遅刻を連絡できる(連絡する家庭の体制が整っている)
- 自分から報告・連絡・質問・相談できる
- 自分から失敗を謝る・感謝の気持ちを伝えることができる
- 返事ができる
- 自分から挨拶することができる

0

1

IV. 精神面における評価

プレッシャーに強い
ストレスに強い
情緒が安定している
自分の障害や症状を理解している
自分の作業能力を理解している

0 1

そうごう ひょうか
【総合評価】

	<p style="text-align: center;">てきせつ かんが しんろ 適切と考えられるサービス・進路</p> <p style="text-align: center;">(以下のいずれか一つに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般就労 2. B型以外の就労系サービス (就労移行支援・就労継続支援A型) 3. 就労継続支援B型 4. その他()
--	---

理由 / 就労系障害福祉サービスを利用する場合、個別支援計画を立てる際に参考となる所見

将来的な就労への可能性や就職するための方法、再アセスメントの必要性

※観察必須項目が良好な結果になっているにも関わらず、一般就労の可能性や一般就労に向けた支援を受ける必要がないと利用者が考えている場合は、利用者との相談を丁寧に行い、①利用者が一般就労を希望していない理由をしっかりと確認する。②利用者が持っている良好な力や将来的な一般就労の可能性を伝え、希望に変更がないかを確認する。③3年後の支給決定更新時において再アセスメントを行うことが可能であり、その頃に職業的な力が向上している可能性がある旨の情報提供を行い、利用者の再アセスメントを受ける希望の有無について、利用者の意思を確認する。

以上のことを必ず行うこと。これらのことを行った場合には、上記理由欄にそのことが確認できる内容を記載すること。

記入日	年 月 日
-----	-------

アセスメントシート

支援対象者

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日(歳)
障害種別	身体・知的 精神・その他()	利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

アセスメント実施事業所

ふりがな 氏名		事業所名	
		役職	

1 本人のこれからの希望(アセスメント前) ※家族の希望等もあれば、空らんに入ってください。

1. 一般就労したい
2. 就労移行支援で就職するための訓練をしてから就職したい
3. 就労継続支援A型で働きたい
4. 就労継続支援B型で就職するための訓練をしてから就職したい
5. 就労継続支援B型で働きたい
6. 親や学校の先生の意見を聞いて決めたい
7. よくわからない
8. 考えたことがない
9. その他()

その理由

2 本人のこれからの希望(アセスメント後)

1. 一般就労したい
2. 就労移行支援で就職するための訓練をしてから就職したい
3. 就労継続支援A型で働きたい
4. 就労継続支援B型で就職するための訓練をしてから就職したい
5. 就労継続支援B型で働きたい
6. 親や学校の先生の意見を聞いて決めたい
7. よくわからない
8. 考えたことがない
9. その他()

その理由

3 就労系障害福祉サービスの利用説明

(方法には利用者への伝達方法を記入・伝えていない場合はその理由)

確認項目	回答	方法・理由
就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所の、それぞれの事業目的や意義等を利用者に伝えたか。	1. 伝えた 2. 伝えていない	

4 企業就労についての説明

(方法にはその具体的方法を記入・しなかった場合はその理由)

確認項目	回答	方法・理由
一般就労への理解を促進させるための時間を、本人や保護者に設定したか。	1. 設定した 2. 設定していない	
一般就労した際に困難に直面した時の相談機関(障害者就業・生活支援センター等)を説明したか。	1. 説明した 2. 説明していない	

5 多様な側面の観察

I 生活面における評価 (a…できる b…だいたいできる c…あまりできない d…できない)

内容	回答	伸びしろ・可能性・できること
ていねいな言葉がつかえる	a・b・c・d	
起床・就寝時間が決まっている	a・b・c・d	
清潔な服装ができる	a・b・c・d	
ひげそりや、爪切りができる	a・b・c・d	
自分で買い物ができる	a・b・c・d	
体調の不良を訴えることができる	a・b・c・d	
通院、服薬等することができる	a・b・c・d	
電車やバスを利用することができる	a・b・c・d	

II. 就労面における評価 (a…できる b…だいたいできる c…あまりできない d…できない)

内容	回答	伸びしろ・可能性・できること
細かい作業ができる	a・b・c・d	

正確な作業ができる	a ・ b ・ c ・ d	
慣れると作業スピードがあがる	a ・ b ・ c ・ d	
集中して作業に取り組める	a ・ b ・ c ・ d	
他の人と協力して作業できる	a ・ b ・ c ・ d	
無視・反発・拒否せず、指示や注意を受け入れることができる	a ・ b ・ c ・ d	
指示されたことを理解できる	a ・ b ・ c ・ d	
一日のスケジュールが理解できる	a ・ b ・ c ・ d	
欠勤・遅刻なく出勤できる	a ・ b ・ c ・ d	
始業・終業時間を守って作業できる	a ・ b ・ c ・ d	
危険を認知し、回避することができる	a ・ b ・ c ・ d	
周りの人に危険がないよう、配慮して作業できる	a ・ b ・ c ・ d	
積極的に、作業に取り組むことができる	a ・ b ・ c ・ d	
1日6時間以上働ける	a ・ b ・ c ・ d	

Ⅲ. コミュニケーション面における評価

(a…できる b…だいたいできる c…あまりできない d…できない)

内容	回答	伸びしろ・可能性・できること
あいさつすることができる	a ・ b ・ c ・ d	
返事ができる	a ・ b ・ c ・ d	
謝罪・感謝の気持ちを伝えることができる	a ・ b ・ c ・ d	
報告・連絡・質問・相談ができる	a ・ b ・ c ・ d	

欠勤・遅刻を連絡できる。(連絡する家庭の体制が整っている)	a ・ b ・ c ・ d	
好き・嫌い、同意・不同意を他者に伝えることができる	a ・ b ・ c ・ d	

IV. 精神面における評価 (a…できる b…だいたいできる c…あまりできない d…できない)

内容	回答	伸びしろ・可能性・できること
自分の作業能力を理解している	a ・ b ・ c ・ d	
自分の障害や症状を理解している	a ・ b ・ c ・ d	
情緒が安定している	a ・ b ・ c ・ d	
ストレスに強い	a ・ b ・ c ・ d	
プレッシャーに強い	a ・ b ・ c ・ d	

6 就労支援の豊富な支援者との相談実施

(方法には利用者への相談検討の具体的方法を記入、行っていない場合はその理由を記入)

確認項目	回答	方法・理由
利用者の希望、保護者や支援者(特別支援学校担任等)の方針や計画も踏まえながら、同じ事業所内にいる就労支援の経験が豊富な支援者とも相談して検討した後に取りまとめたか。	1. 相談検討した 2. 相談検討はしていない	

7 利用者・家族・支援者へフィードバック

(方法には参加者や具体的方法を記入、行っていない場合はその理由を記入)

確認項目	回答	方法・理由
利用者や保護者、支援者に対して可能な範囲でフィードバックを行ったか。	1. 実施した 2. 実施していない	

8 所見・実習中の様子等(自由記述)